

# 恵庭レバングの会会則

(名称)

第1条 本会は、「恵庭レバングの会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、NPO法人恵庭市スポーツ協会に置く。

(目的)

第3条 本会は、レバング北海道を応援する有志が集い、交流と親睦を図りながら、レバング北海道の魅力を恵庭市内に発信し、レバング北海道を支えるプースターの一員として活力ある地域の創出をすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) イベント等各種行事の開催
- (2) レバング北海道及び市内で活動しているレバング北海道U18との交流及び応援
- (3) 本会及びレバング北海道の情報発信

(会員及び会費)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する恵庭市内の団体、市内に在住する個人及び市内に通勤、通学する個人および家族（以下ファミリー会員）とし、以下の入会金と年会費を支払う。

- (1) 個人会員について、入会金は1,000円、年会費は2,000円とする。
- (2) ファミリー会員について、入会金は1,000円、年会費は3,000円とする。
- (3) ファミリー会員の定義は、申請者と同居する家族（申請者含めて最大5名）とする。
- (4) 在会期間が事業年度の1年に満たない場合でも、年会費は一律とする。尚、年会費は理由の如何に問わず返還しないこととする。

(会員の資格)

第6条 会員の資格の有効期間は本会事業年度の1年間とする。但し、退会の申し出が無い限り、毎年自動的に継続される。

- 2 入会金の支払いをもって会員資格を有することとする。
- 3 会員が本規約に違反し、本会の活動に支障をきたす行為などをした場合、並びに年会費の滞納や活動参加費などを滞納した場合は、退会させることができる。

(協賛金)

第7条 本会は、イベント等各種行事の開催にあたり、市内企業および会員から協賛金を募るものとする。

(名誉会長・顧問・相談役)

第8条 本会に名誉会長（1名）、顧問（若干名）、相談役（若干名）を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役は、役員会の決議により会長が委嘱する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は総会で選任され、任期は1年とし再任を妨げない。

3 役員が任期の途中で退任した場合は、直近の役員会で選任し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐、会長が事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会長の諮問に応じ会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、業務及び会計経理の監査にあたる。

(事務局)

第11条 本会に、事務局を置く。

2 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局長は、事務処理の総括にあたる。

4 事務局員は、事務局長の補佐とし、事務処理および会計、経理を処理する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、会長が招集し、年に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。また、役員会は、必要に応じて会長が招集する他、書面での開催を可とする。

2 会議の定足数は3分の2以上とし、欠席の場合は委任状をもって出席とみなす。

3 総会は、会長または会長が指名するものが議長となり次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員改選
- (4) 会則の改廃
- (5) 役員会への付託事項
- (6) その他必要な事項

4 役員会は、会長または会長が指名するものが議長となり次の事項を承認及び執行する。

- (1) 総会への付議事項
- (2) 総会からの付託事項
- (3) 名誉会長・顧問・相談役の選出
- (4) 役員任期中の退任した場合の、後任の選任

(会計)

第13条 本会の会計は、入会金、年会費、協賛金、寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

2 本会の事業及び会計年度は、7月1日から6月30日とする。

(定めのない事項)

第14条 本会則に定めのない事項については、役員会において定めるものとする。

附則 この会則は、令和6年6月14日から施行する。